

青の煌めきあおもり国スポつがる市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が受付業務及び一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の実施本部総務係（以下「会場総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）及び拾得物閲覧簿（様式第 4 号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第 5 号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 6 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第 7 号）を交付するとともに遺失物一覧簿（様式第 8 号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であるこ

とを確認するとともに、遺失物受領書（様式第9号）を作成し、署名を受ける。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第10号）を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第11号又は様式第12号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、会場総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第13号）を添えて所轄警察所に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) 実行委員会は、遺失物・拾得物の届出及び通知等について、関係機関との協議により必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。